

長田区多文化共生促進業務 委託仕様書

1. 業務目的

長田区は外国人の割合が約9%と市内でも在住外国人が多い区であり、多文化共生社会の構築に向けた取り組みが必要である。そのため、在住外国人への情報発信を強化し、地域に关心を持つきっかけづくりを行う。加えて、在住外国人と地域住民が交流する事業を実施することで、在住外国人人と地域住民の交流のきっかけをつくり、多文化共生に向けた基盤づくりに取り組む。

2. 業務委託期間

契約締結日～2027年3月31日まで

3. 委託上限金額

1,300,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

4. 業務内容

(1) アンバサダーを活用した在住外国人への発信強化

① アンバサダーの任命（2名以上）

以下の事項に該当する者を任命すること。

- ・2か国以上の外国人を複数名任命すること
- ・SNS(Facebook、Instagram、X)など、アンバサダーが所属するコミュニティのフォロワー数が1,000人以上の者
- ・所属するコミュニティは区内および市内在住の外国人が多数を占めること
- ・受託者および本市と密に連携が取れる者
- ・アンバサダーの日本語能力は問わないが、通訳が必要な場合は委託者からコミュニケーションを取る際に受託者が通訳を行うこと

② 区内のイベント情報等の発信依頼

- ・区内で開催されるイベントや行政情報、区の様子など、在住外国人が知ることで地域や市政への関心が深まると思うものを原則として受託者が主導して収集し、アンバサダーへ発信依頼を行うこと。また、委託者から情報発信依頼がある場合はその都度対応すること
- ・広報ターゲットは留学生、定住者を問わない。広く地域に居住する外国人に広報できるような広報計画を策定、実行すること
- ・情報発信の結果、在住外国人の地域への関心が高まったか、地域のイベント等に参加したか等を定期的に情報収集し、広報計画を見直すこと。
- ・アンバサダーからの発信は、母国語ほか、発信するコミュニティに合わせて対応すること

- ・情報発信はアンバサダー一人あたり5回／月程度を目安に取り組むこと
- ・アンバサダーが自ら撮影したコンテンツを発信する場合は、他者への配慮を十分行うとともに、受託者が第三者の商標権、肖像権、著作権、その他諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、第三者の権利を侵害していた場合に生じる一切の責任は、受託者が負うものとする

(3) 在住外国人の地域貢献や地域交流等に関する意向の汲み取り

- ・アンバサダーを活用するなど、地域貢献や地域交流等に対し在住外国人自身が実施したいと思う気持ちや声を吸い上げる仕組みを検討し、実施すること

(2) 地域共生コーディネート業務

- ・在住外国人と地域住民が交流するきっかけとなるようなイベント等の事業を企画し、長田区内で少なくとも6回以上実施すること
- ・在住外国人についてはメインターゲットを区内に中長期に在留する者（永住者、定住者、家族滞在者、特定技能2号査証保持者、技能・人文知識・国際業務査証保持者等）とする
- ・交流事業は一過性に留まることなく、今後も継続的にお互いが交流できるような仕掛けや仕組みを構築すること
- ・受託者が自ら企画・実行する事業のほか、（1）③で把握した在住外国人の地域貢献や地域交流等に関する意向を汲み取り、実施のためのイベントや催しをフォローとともに、実現する過程で地域住民や企業、NPO等を巻き込み、交流および共生のきっかけをつくること
- ・必要に応じて、KICC（公益財団法人神戸国際コミュニティセンター）や区内で活動する外国人支援団体と協力し、情報交換を行うこと。
- ・イベント実施の際は、アンケートを実施するなど参加者の満足度や課題を把握し、次回のイベント実施に活かすこと

5. 成果品

事業実施後、速やかに業務完了報告書を提出すること。

なお、業務完了報告書には、受託者が実施した事業以外に、以下について必ず記載すること。

- ・広報発信の定量的な効果
(リーチ数、地域への関心度の変化、イベントへの流入数 等)
- ・交流イベント等の効果（参加人数、満足度等）
- ・本事業を通じて受託者が感じた課題や成果

6. その他の事項

- (1) 受託者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。
- (2) 飲食を伴う交流事業を実施するときは、衛生管理を徹底し必要な手続きを受託者自身で行うこ

と

- (3) 神戸市は、受託者が業務の実施にあたり、受託者の責めに帰すべき事由により本仕様書で定める事項に反した場合には、契約金額の一部または全部を返還させることができる権利を有することとする。
- (4) 委託契約の締結については、神戸市所定の「委託契約約款」に基づくものとする。
- (5) 受託者は契約期間中及び契約期間後において、本業務上知りえた情報を第三者に漏らしてはいけない。その他、個人情報等の保護については委託契約約款第 29 条を順守すること。業務遂行にあたっては、本市の「神戸市情報セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティ遵守特記事項」を遵守すること。なお、「神戸市情報セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティ遵守特記事項」については、以下のホームページを参照すること。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a06814/shise/jore/youkou/0400/policy.html>

- (6) 神戸市契約規則第 25 条第 1 号により、契約保証金は免除とする。
- (7) 受託者は長田区担当者と緊密な連携をとり、十分な打ち合わせを行うとともに、定期的に進捗状況を報告し、必要に応じて報告書を作成するものとする。
- (8) 本仕様書に定めのない事項については、別途協議の上決定するものとする。